

大洲市人権・同和教育基本方針

平成26年10月15日策定

大 洲 市

大 洲 市 教 育 委 員 会

世界人権宣言は、「全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と明記するとともに、「この宣言に違反するいかなる差別に対しても、平等な保護を受ける権利を有する」どうたっています。

我が国でも、日本国憲法において、全ての国民は法の下に平等であるとし、個人の生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を保障しています。そして、現在、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）は、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにしています。

愛媛県では、愛媛県人権尊重の社会づくり条例（平成13年愛媛県条例第13号）を制定し、愛媛県人権施策推進基本方針を策定して、人権という普遍的な文化の創造を目指し、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、エイズ患者・HIV感染者、ハンセン病患者・回復者、北朝鮮による拉致問題等に関する様々な人権問題の解決に向けた取組を進め、県民一人一人の人権意識の高揚に努めるとともに、人権尊重の視点に立った行政を推進しています。

大洲市においては、「大洲市人権尊重のまちづくり条例」（平成17年大洲市条例第3号）を制定し、その中に大洲市及び市民の責務を明記して、市民一人一人の人権意識の高揚に努めるとともに、人権尊重の視点に立った行政を推進しています。また、これまでの同和教育の成果や視点を継承するとともに、今日的な潮流やその取組に学びながら、市民の人権尊重の意識を高め、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決を目指す人権・同和教育を推進しているところです。

しかし、現代社会には、同和問題をはじめとする様々な人権問題が現存し、さらに、社会の急激な変化に伴い、インターネットや情報機器等を悪用した人権侵害等、私たちの周りには新たな人権課題も生じています。

21世紀を、「人権の世紀」にするべく、市民一人一人が自分自身の問題として人権問題を真摯に受け止め、実践につながる人権・同和教育並びに啓発活動を次のとおり推進していきます。

(推進体制の確立)

1. 学校等及び社会教育関係団体と連携し、本市の実態に即した人権・同和教育の方針と推進計画を明確にするとともに、推進体制を整備して、その実践化を図ります。

(学校教育の充実)

2. 学校教育においては、人権が尊重される教育環境の整備に努め、人権尊重の理念を全ての教育活動の基礎におき、進路を保障する教育の実践、同和問題学習をはじめとする様々な人権学習の推進及び仲間意識に支えられた集団づくりを通して、人権の確立と差別解消に向けた幼児児童生徒の実践力を育成します。

(社会教育の充実)

3. 社会教育においては、地域社会に人権文化を根付かせるため、生涯学習の観点に立ち、同和問題学習をはじめとする様々な人権学習の機会を設定し、人権が市民一人一人の身近な問題であることの認識を深め、日常生活において態度や行動に現れるような市民の豊かな人権感覚を育成します。

また、企業・事業所に対しては、人権侵害につながることのない公正な採用選考システムの確立、男女共同参画社会の実現等の人権に配慮した適切な対応をしていくよう連携と協力体制の強化を図ります。

(指導者の養成と活用)

4. 学校教育及び社会教育のあらゆる場を通じた人権・同和教育の充実に向け、深い認識と実践力を身に付けた指導者を養成するとともに、その指導力を活かす場の充実に努めます。

(市人権教育協議会の活動の充実)

5. 本市における人権・同和教育を総合的に推進するため、大洲市人権教育協議会の活動の充実に努めます。